

平成 29 年度立入検査の実施について

1. 検査の概要

毎年11月は建設業取引適正化推進月間であり、県としても当該期間中、石川県知事許可の業者から無作為に10者ほどを選定し、今年度も次のとおり検査を実施した。

- ①H29年度実施期間：11/27～12/6
- ②対象者：10者（各土木総合事務所管内より2者程度）
- ③検査内容：元請・下請間の取引の適正化と建設業法遵守の推進

2. 検査結果（指摘の多かった改善事項例）

項目	改善事項	件数
【見積】	・書面により見積依頼をしていない	5
	・見積依頼時の提示条件を満たした書面を提出していない	3
【契約】	・注文書・注文請書の交換による契約（約款添付なし）	3
	・少額の場合は口頭契約	2
【支払】	・手形のサイトが120日を超えている	2
	・根拠はあるが書面にて合意のない差引がある	3
【帳簿】	・帳簿を整備していない、または整備しているが内容が不十分	3
【標識】	・標識が掲示されていない、または掲示されているが内容が不十分	4

- ・見積、契約時の書類で不備があるということが非常に多かった。
- ・手形のサイトが120日を超えるという事例が複数件あった。

※「2. 検査結果」については、文書による個別指導を行った。

3. 特記事項

平成29年3月29日の建設業法令遵守ガイドラインの改訂で下請代金の支払い手段に係る項目が追加され、下請代金の現金払いや手形期間の短縮という改善が求められているところである。

こうした中で、今回検査を実施した10者のうち5者では、下請代金の支払いは全額現金払いであった。こうした流れがさらに広まるよう、県としてもガイドラインの周知等に努めてまいりたい。

4. 今後の課題

見積・契約書類の不備の改善が最も大きな課題である。見積・契約については、建設業法第19条などに規定されているため、見積書・契約書を書面にて行うよう、周知を徹底したい。